

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成25年1月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成25年1月24日(木) 開会：午後2時00分 閉会：午後4時30分
会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	秋山皓一	委員長職務代理者	山口恵子
委員	小川新太郎	委員	高木久美子
教育長	佐藤玉江		

出席職員

教育長	佐藤玉江(再掲)		
教育総務部長	古関修	生涯学習部長	諏訪峰雄
教育総務課長	伊藤和信	学校施設課長	葛生行広
学務課長	高山勇	教育指導課長	山下隆文
学校給食センター所長	藤崎吉宣	公民館長	櫻井孝夫
生涯スポーツ課長	大矢知良	図書館副主幹	鏑木正弘
生涯学習課副主幹	伊藤幸範		
教育総務課副主幹(書記)	宮崎由紀男		

傍聴人：0人

【会議概要】

1. 委員長開会宣言

2. 教育長報告

主催事業

○ 12月20日 ふれあいコンサートについて

議場にてニューフィルハーモニーオーケストラ千葉による演奏が行われた。議場でのコンサートは音響が良いこともあり皆さんに喜ばれている。クリスマスにあわせて、担当課がいろいろと工夫を凝らし、企画力の生きた大変楽しいコンサートであった。

○ 12月27日 臨時校長会議について

12月19日にわいせつ行為により懲戒免職となった事件が栄町であり、成田市においても昨年度、少女へのわいせつ事件や今年度の校長によるセクハラ事件等もあったので、

改めて本市からは決して不祥事を出さないという決意をしていただきたいと話をした。

また、事件により一度信頼を失うと、その信頼を取り戻すことの大変さと、子供たちを守るべき立場の者が子どもたちを裏切ることの重大さについてもう一度考えてほしいと話をした。

○ 12月28日 仕事納めの式について

市全体の式終了後に、教育委員会として仕事納めの式を行った。それぞれの立場で1年間の仕事を振り返る場として毎年実施している。

○ 1月4日 仕事始めの式について

子どもの教育やスポーツも含めた市民の学習の機会を提供する仕事をする中で、一人一人の顔の見える仕事をみんなで力を合わせ楽しくやること、心を一つにすることを改めて決意させていただいた。

○ 1月8日～10日 校長面談について

平成25年度に向けた各学校長の学校運営の構想とその構想を実現するための人事異動について話を伺った。

○ 1月11日 市校長会議について

体罰の話をしていただいた。体罰には良い体罰も悪い体罰もなく、暴力から生まれてくるものは何もない、いじめと同様にそれを防止するには一人一人の子どもや部下である教職員をきちんと見ていく以外に方法はないと話をした。

○ 1月14日 成田市成人式について

成人者である実行委員19名の努力が報われた成人式であったと思う。終了後に多少トラブルはあったが、式典としては実行委員の工夫が凝らされた穏やかで、良く出来た成人式であった。

○ 1月15日 学校適正配置推進庁内検討委員会について

東小の統合と大栄地区の統合について説明をし、それぞれの立場から意見をいただいた。

○ 1月22日 視聴覚ライブラリー運営委員会について

平成24年度の間接報告並びに25年度の事業について意見をいただいた。DVDや機材の貸出しが増加しているとのことであった。これは前回の委員会の中で、教職員への周知を図るため、研修会の際に説明をしてはどうかという提案があり、実行したところ周知出来たことにより貸出しが増えたとのことであった。有効に使っていただくことが何よりも視聴覚ライブラリーの存在意義であるので、これからも積極的にPRしていきたい。

その他

○ 12月21日 韓国井邑市からの中学生友好訪問団表敬訪問について

中学生12名の表敬訪問を受けた。市の施設を見学後、国際交流協会と合同で歓迎会を開催した。

- 12月23日 第27回成田国際交流コンサートについて
歴史を重ねているコンサートであり、成田高校の管弦楽団とプロの指揮者や声楽家による素晴らしい演奏が行われた。
- 1月9日 市町教育委員会市町立学校長合同会議について
12月19日の懲戒免職の事件を受け、北総管内の教育長及び関係者、市町の学校長が集まり、北総教育事務所長並びに管理課長より訓話と具体的な防止策について話があった。
- 1月16日 北総教育事務所による校長一次面接について
校長の面談をした後、各校長の意見を聴取していただき、学級数、教員数の確認をしていただいた。
- 1月21日 第4回印旛地区教育長会議について
各市町で課題となっている「通学路の定義」や「トイレの洋式化率」、「保健福祉部局との連携」等について話し合いをした。最近では学校では解決できない問題がかなりあるため、保健福祉部局とどのように連携をしているかについてのアンケートを行ったうえで話し合いを行った。
- 1月23日 成田市職員表彰式について
市幹部職員功績表彰や勤続20年、30年の職員についての表彰を行った。

《教育長報告に対する主な質疑等》

委員：ふれあいコンサートについては、バージョンアップを図りながら、マンネリ化しないようにお願いしたいと思う。

委員：校長会議や市町合同会議において、わいせつ事件について指導や訓話等行われましたが、北総教育事務所からは具体的な防止策についてどのような話があったのか。

高山学務課長：まず、校内で起こることのないよう校内では可視化を図ること、死角を作らないようにとの話があり、他には、児童生徒を自家用車に乗せないなどの話があった。

佐藤教育長：他にも、相談の際には教室に二人きりにならないとか、ドアを閉めない、メールをしない等細かな話があった。松戸六実高校の先生は毎日のように車に乗せて送ったり、何回もメールをしたりして懲戒処分を受けている。本来、やってはいけないことを何故してしまうのかわからない。再三校長会議等で話をし、学校でも不祥事防止委員会を開いたりしているにもかかわらず、「このくらいは大丈夫だろう。」という気持ちが不祥事につながっている。個人の嗜癖まではわからないし、普段の生活ではわからないものである。

委員：成田小の事件もメールはやってはいけないとしていながら、やってしまった。こうした事件については、防ぎようがない感じがする。

佐藤教育長：本人だけではなく、校長先生も処分されるので、そこを重く受け止めてほしいし、自分の引き起こした事件が周囲の多くの人を巻き込んでいくことの重大さを考えるべきだと思う。

議長：1月14日成人式が行われたが、当日は雨天の対応等大変でした。出席された委員の感想は何かありますか。

委員：実行委員の方々は一生涯懸命やられていて、それがとても新鮮に感じた。式である以上、もう少し厳粛に出来ればいいと思う。にぎやかな部分があったのが少し残念であった。

委員：私語はあったが、穏やかに出来たほうだと思う。実行委員の方も頑張っていたし、始まる前の太鼓の演奏が、私語を打ち消す意味でも効果的で良かったと思う。

3. 議 事

(1) 議 案

議案第1号 成田市小中連携教育について

【高山学務課長 議案資料に基づき説明】

(要旨)

成田市の小中連携教育については、全て9中学区で推進されているところであるが、その仕方については中学校区で相当な格差がある。また、現在、下総地区において平成26年度の統合小学校の開校にあわせて、小中一貫教育を展開する計画が進んでいる。これまで、小中連携と小中一貫の繋がりについて市教育委員会としての考え方を示す機会がなく、成田市小中連携教育の基本方針について、しっかりと知らしめる必要があるため今回提案をさせていただいた。

まず、成田市の連携教育については、平成13年3月に策定した成田市学校教育長期ビジョンの中の「成田・学びの輪」において取り上げられているが、それよりも前から一部の中学校区では、小中連携が進んでいた。

ここでは、小中連携教育とは義務教育9年間における目指す児童生徒像を小中学校教職員が共有し、一人一人の子どもの成長に一層目を向けた一貫性のある指導による学力、体力の向上

と生徒指導の充実及び不登校問題の解決をしつつ、「生きる力」を育む教育の質的な向上を目指すことを目的としている。

次に、成田市における小中連携教育の経緯についてであるが、きちんとした基本方針がないまま、それぞれの中学校区でやっていただいていた。生徒指導の分野においては、平成9年度から教育委員会が主催をして小中連携をやっている経緯はある。これは、中学校区単位で、小中学校の先生が一堂に会し、生徒指導の情報を交換し、生徒指導の目標を共有しながら進めてきている。平成18年に下総・大栄地区が成田市に合併した。この2つの地区では小中学校での学習のきまりや生活のきまりを統一し、共通した指導で児童生徒を育てていこうということが、ある程度出来ていました。この合併を機に、両中学校区では行事等での生徒児童間での交流を積極的に進めてきており、本市の中では先進的な小中連携教育が進められている中学校区である。さらに、平成19年には、教職員の学習指導について連携を進めるため「成田市教育推進」を立ち上げている。これは、年に数回、中学校区内で指定校を決めて、その学校に他の小中学校の先生方が授業を参観し、学習指導について協議をし、改善を図っていくという学習面、学習指導面での連携も進めてきている。下総・大栄地区の他、遠山地区でも小中連携は進んできたが、その他の中学校区では、一つの小学校から2つの中学校に行くような学区編成もあるため難しい面がある。平成25年4月から学校の再編が行われるので、全てではないが、中学校区がかなり確定するので、小中連携をより充実したものとして進めていこうというのが狙いである。

次に、小中連携教育における期待する効果として5つ挙げている。まずは、小中学校の滑らかな接続、いわゆる中一ギャップといわれているものを解する。2つ目として、児童生徒の能力や個性を伸ばすことができる。連携することにより、より効果的な指導できることになる。3つ目は、コミュニケーションの機会が増える。これは、異学年交流などにより子供たち一人一人のコミュニケーション能力を伸ばす。さらには、教職員の意識改革についてであり、小学校には小学校としての素晴らしい指導方法があり、中学校教育も学ぶべきであるし、中学校には中学校独特の指導方法があり、それは小学校の先生も大いに学ぶべき必要があるものもある。そのように教職員の意識改革を図る。最後に、地域との連携を推進する。以上、5つの効果を挙げている。

次ページは、成田市小中連携教育の方針について図式したものである。小学校と中学校を繋ぐ共通目標の設定の必要がある。目指す児童生徒像、指導目標の設定などそれぞれの小学校・中学校には指導目標があるが、それをある程度一つに特化することにより共通の目標を設定する必要がある。学習面、生徒指導面、心の面、開かれた学校等そうしたことを狙いとした連携を図る必要がある。

具体的な取り組みについては、9つ取り上げている。「小中共通の目標を立てている。」、「校長会を毎月開催し、合同行事の確認をしている。」、「学期に1回、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当等が合同で会議を開催し、目標の確認や課題改善に向けた研修を行う。」、「めざす

児童生徒像のアンケートを行い、トップダウンではなく、先生方のボトムアップにより様々なことを提案する必要がある。」、すでに取り組んでいます「学区の研修会を位置づける」、「定期的に担当校が授業を公開し、他校の先生が授業参観をする。」、次からは大栄地区で進められているものですが、「中学生が小学校運動会の手伝いをする、中学校体育祭の地区対抗リレー、中学校合唱コンクールに小学生を招待する、など子どもの交流を積極的にやる。」、「小学校合同の社会科見学」、「交通安全指導なども中学校区で行うと効果的である・」などの9つの取組みとなる。これらすべてを行うということではなく、それぞれの中学校区で参考にしながら充実に図っていただくということで提案をしている。

今後の取組みについては、6項目を挙げている。(1)は中学校区で共通の指導目標を設定していただきたい、ということである。それぞれの学校毎に学校目標があるが、それを上手く話し合いながら共通したものを抜き出して作っていただきたいと思う。大栄地区では、6つの約束として、めざす子ども像を生徒指導3点、学習指導3点に絞り定めている。例えば、「時間を守る」、「規則正しい生活をする」「挨拶をしっかりとる」などの内容で作っている。(2)は、校長会を定期的実施する。(3)の生徒指導担当者会議の開催と(4)の授業公開については、すでに実施している。(5)の児童生徒が交流する行事や活動を設けるについては、中学校区で格差がある。下総、大栄、遠山地区のように頻繁に行われている中学校区もあるが、殆ど行われていない中学校区もある。(6)地域、保護者に発信をしてほしい。以上のような取組を実践していただきたいと考えている。

最後に小中一貫教育については、小中連携、小中一貫について国として決まった定義はないが、中教審の部会で提案の形で次のように述べられている。「小中連携とは、小中学校が連携することを通じ、小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育活動」、「小中一貫教育とは、小中連携のうち、小中学校が9年間一貫した教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育活動」とある。成田市では、次の条件が整った場合には、小中一貫教育を展開することを提案させていただきたいと考えている。全市をあげて一貫教育を打ち上げている自治体も最近増えてきている。例えば、横浜市、京都市、呉市、鴨川市などで、同一敷地内に施設がなく、小中がかなり離れていても、一貫教育と銘打っているが、本市ではあくまでも連携であり、次の条件が整った場合は一貫教育に発展させていく考え方である。その条件とは、①中学校区内の小学校が1校であること。②小中学校の施設が同じ敷地内にあること。細かいことをいえば、職員室が一つであること。③学校規模が過大にならないこと。これについては東京や新潟県で問題になっているが、一貫校で1,000人を超えることになると教育活動に相当支障が出てくると考えている。④地域からの同意、理解があること。以上4点が全て整った下総地区では、平成26年度から小中一貫教育を展開することから進捗状況を記載している。下総地区が今後どのように展開されていくかについては、現段階では説明できないが、成田市の小中一貫教育のモデル校になることは間違いないものと思う。

本案についてご承認いただいた場合、2月の校長会でこれを提案し、市内の校長に各学校で

次年度の小中連携教育について計画を進めてほしいと話をする予定である。

《議案第1号に対する主な質疑》

委員：小中連携教育における期待する効果については、5項目挙げられていますが、期待する効果に対して、「行います」ではなくて「できます」等に文末を訂正した方がいいと思う。

高山学務課長：訂正いたします。

委員：小中連携教育の方針の中の「開かれた学校づくりを推進する」の中に「学校評議員」を入れた方がいいと思う。また、「具体的な取り組み」が重要なところであり、ここがきちっとしていないと小中連携が上手くいかないと思う。具体的な取り組みの中で、「学区内教職員にめざす児童生徒像に関するアンケートを実施し、学区共通の指導項目を決定し、同一歩調で学習指導、生徒指導を実践しています」とあるが、どの中学校でもやっているということか。

高山学務課長：具体的な取り組みとして、ある中学校区で行われているものをここに挙げている。全ての中学校区で実践しているわけではない。この具体的な取り組みを受けて、次項の今後の取組みについてで、こうした取り組みをどこの中学校でもやってほしいという意味である。もう少し見出しを工夫して分かり易くしたいと思う。

委員：基本方針がないまま、中学校区で小中連携教育が進められてきたとのことであるが、改めて方針を出すことの意味は、進められてはいたがバラバラで統一性が教育委員会として無かったということか。

高山学務課長：教育委員会の主導ではなく、それぞれの中学校区で必要に応じて連携を進めてきたが、成田市として基本的な小中連携の考え方を示す必要があるだろうと、又、発展型としての小中一貫教育も始まるので、連携教育、一貫教育について成田市としてこういう考え方で進めますというものが必要になることから今回、提案をさせていただいた。

委員：小中連携を始めた時点で、すでに目標があったと思うが、改めて目標を設定するとあるが、目標を実践するにはそれなりの年間計画やカリキュラムがないと目標を達成することは難しいと思う。ただ目標を掲げるよりも具体的に組織化したものを作るとかカリキュラム的なものにまで進めていけるようなものがないと、これまでどおり

の取組みがバラバラで学校区によってやり易い部分をやるということになってしま
うと思う。市として統一性を持って取組むということであれば、目標を定め、その先
に目標を達成するためのどう取組むのかという部分も提示する必要があると思う。

高山学務課長：おっしゃる通りであり、大栄地区が実践している。自分の学校の教育活動以外
のところでやらなければならないので、相当大変ではある。自分の学校の教育活動を
削って小中連携をやっている。カリキュラムを作り、年間計画も作り、それに対する
評価も行い取り組んでいる。それを全ての中学校区に求めてもすぐには出来ないもの
と考えている。現在の実態として可能かどうか難しいところである。

委 員：大変なことはわかるが、大変だからこそ、こうした取組みでこういう成果があつ
たとか、大栄地区の児童生徒がこんなに変わってきましたといういい結果があれば大
変でもやると思う。生徒指導で苦しい思いをするのであれば、こういう前向きな実践
を通して、いい結果を得られて、教師と子どもの関係がいい関係になるのであれば努
力は惜しまないと思う。取組だけではなく、成果、いい結果があるという面を強調さ
れたほうがいいと思う。

また、文科省が優秀教員を表彰しているが、成田市も授業指導、学力向上や生徒指
導等で優秀な教員を表彰してはどうかと思う。認めてあげる場を作ってあげないと教
員も意欲が湧いてこないと思う。いい先生はどんどん表彰してあげて、その実践した
内容を他の先生方に紹介していくというような循環を作っていくと学校は変わ
らないし、教職員自身も変わらないと思う。いくら研修会をやっても本人にやる気が
無ければなかなか授業が変わらないように、自分の授業を変えたいという意欲を持っ
ことが重要だと思う。意欲を持たせるためには、いい実践に対して表彰をしてあげた
らいいと思う。

佐藤教育長：かなり昔には教職員表彰があつたが、主に退職する人を対象とするもので、廃止
されている。

委 員：若くても、いい授業、生徒指導等で成果をあげている人は認めてあげていいと思う。

佐藤教育長：印教連の推薦項目にはある。数としては少ないけれども、そうした実績で本市
でも2名の方が表彰を受けている。県では、「達人」の称号を与えることをやってい
て、成田市にも何人かいる。国語の達人とか理科の達人というものである。佐倉市で
は教職員表彰があるが、退職者を対象としたものである。

委員：小中連携については、下総、大栄、遠山地区ではある程度やっているとのことだが、それ以外の地区ではあまりやられていないとのことと少し残念である。大栄地区では、「大きく育てよう大栄っ子」という広報紙が各戸に配られている。目標について、小学校低学年はここまで、中学年はここまでというように段階別に定められていて、しつけについて各家庭でしっかり守ってくださいというようなことが書かれている。こんな簡単なことも守られていないのかと思ったが、それを配ることによって、守られていない子どもがいることを各家庭に知らせて、全体で認識を共有することで地域の教育力を引き出すという面では、大切なことだと思う。大栄地区の目標は明文化されており、明確にされている。今回教育委員会として、小中連携の基本方針をしっかりと定めて各中学校区においても9か年の充実した教育を行うという趣旨であると思うので、文言の整理をしていただき、しっかりしたものを作っていただき充実した成田の教育を進めていただきたい。現場の先生方に対しても教育委員会としてこういうことを目標としているので、協力してもらおうようにしていただきたいと思う。

委員：大栄地区においては、小中連携の取組による具体的な成果はどのようなことか。

高山学務課長：子どもが変わってきている。また、小学校の先生と中学校の先生とでは、子どもに対する期待値に大きな差があることがはっきりわかってきた。小学校の先生はある程度できれば満面の笑みで褒めるが、中学校の先生はもっと頑張れるだろうとなる。それに対して子どもたちも戸惑っていたし、成長にも影響がでた。そうしたことについても、連携をする中で、お互いが共通理解できたことも大きいと思う。大栄地区では、全体で80名～90名の先生で、連携をする中でお互いの顔が見え、共通の子ども話題も出来るようになり、子どもの情報も共有されるようになり非常に効果的なものとなっている。現在、大栄中は生徒指導の面では、飛躍的な向上を遂げることが出来ている。学習面においても少しずつではあるが、向上している。

委員：中学校になると登校拒否が増えてくると思うが。

高山学務課長：激減している。大栄中では、平成18年、19年は約12%の長欠率で1割を超えていた。1クラス40人のうち、27、28人しか学校にきていなかった。現在は、長欠率約4%で、3分の1になった。

委員：小規模校であるから出来ているという面もあるとは思いますが、そうした良い例を出して、他のところでも取り組んでもらいたい。

委員：先生方にも9年間を通じて一人の人間を育てる、そうした共通の目標を持ってもらうことは重要なことだと思う。

高山学務課長：単学級の小学校では、単年度で終わって引継ぎがされていないところもある。大栄地区でも当初はあったが、連携を進めるうえでは生徒指導の一貫性がなくなってしまうので、記録をとっておくところから始めた。9年間の流れの中で子どもを育てることができるという効果があると思う。

委員：私が現役時代、小中連携で取り組んだことは、生徒指導面では「あいさつ」これをきちっとできるようにしてほしいということ、また「そうじ」をしっかりとできるようにしてほしいということ、あとは「家庭学習」の習慣を身につけてほしいということであった。学習面では、国語、数学の基礎・基本をしっかりと勉強することであった。特に1、2年生の時の躰をしっかりとやっていたら学年が上がっても机に座って学習する習慣が身に付くはずであると、中学校からお願いをし、お互い共通理解しながら小中で取り組んだ。その程度のことは、どの中学校でもやっていると思う。ただ、大栄地区のように小中連携の基本方針を作ったりはしていなかった。冊子も作っているのか。

高山学務課長：冊子ではなく、A4版のもので各家庭に配布しています。

委員：学校で何をやっているのかがわかるように各家庭に知らせることは重要なことである。

議長：議案第1号 成田市小中連携教育について、を原案どおり可決とする。

議案第2号 学校長に対する事務委任規程の一部を改正するについて

【藤崎学校給食センター所長 議案資料に基づき説明】

(要旨)

現在、施設整備を進めている成田市公津の杜中学校学校給食共同調理場の運用を開始するにあたり、当該共同調理場と今後整備される共同調理場の給食業務と予算執行について円滑な執行を図るため、給食事務に関する教育長の権限の一部を共同調理場の存する学校長に委任することに伴い学校長に対する事務委任規程の改正を行うものである。現行では、第2条の第1号で1件30万円未満の学校予算の執行について規定されてるが、改正案では第1号中の予算執

行に係る小学校費及び中学校費に学校給食事業費（成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例第2条に規定する分所のうち学校敷地内に存する施設に関する費用に限る）を追加しようとするものである。また、新たに第3号として、共同調理場の事務に関する規定6項目を加えようとするものである。

《議案第2号に対する主な質疑》

委員：公津の杜中学校に共同調理場ができるとのことであるが、それに伴い学校長の仕事が増えることになるのか。

藤崎学校給食センター所長：実務については、栄養士や給食主任の方、事務職員の方がやることになる。

委員：給食費の集金については、給食センターで対応するということか。

藤崎学校給食センター所長：徴収関係は一括して給食センターで行うが、現在、口座振替の振替不能分については、センターで納付書を発行して学校に送付し、学校から各家庭に配布してもらっている。運用開始後は、システムが学校に入ることになるので、振替結果は学校で確認することができるようになるので、学校で納付書を発行して各家庭に配布していただくことになる。

委員：献立を公津の杜中学校で作成し、食材を購入して給食を作った場合は他の所と一食当たりの金額が違ってくると思うが、その点はどうなるのか。

藤崎学校給食センター所長：一食当たりの単価は、小中では違うが、市内同一となる。あくまで給食費は同額でその金額の範囲内で献立をたてることになる。栄養士が個々にいるので、栄養士の裁量でメニューは変わってくるが、一食当たりの単価は同額となるようにすることになっている。

古閑教育総務部長：小学校は月4,000円、中学校が4,600円で、この金額は共同調理場も変わらない。一食当たり230円、260円となるが、日々の一食当たりの金額については献立によって毎日同額とはならないが、同じ月の中で調整をしていただくことになる。当初、食材の購入については、量が減ることで割高になるものと考えていたが、業者に確認したところ大きな変動はないとのことで、学校給食に納めるものについては差がないとの回答をいただいている。献立は違っても同じ金額で提供でき

ると考えている。

委員：1件30万円未満の支出とは、どういうものが該当するのか。

藤崎学校給食センター所長：材料費などが請求1件当たり30万円未満となる。ただし、お米や牛乳などは1か月単位の請求のため高額となる。

古関教育総務部長：野菜などは1か月単位の請求で1件30万円未満となり、それについては学校で支出伝票を起票し、市の会計室で支払いの手続きを行う。その伝票を起票する作業、校長の決裁等は学校で対応していただくことになる。仮に1月の請求が30万円を超えた場合は、給食センターに請求があり、給食センターで伝票処理を行うことになる。

委員：食材の中で30万円未満は校長決裁で、30万円を超えるものについては市の伝票で処理するということか。

佐藤教育長：校長決裁で出来るものを30万円未満としているので、給食センターの部分は、学校長に委任する事務にはなかったもので、改めて規定をしたところである。

委員：給食費はセンターで集めて、30万円未満の支払いは学校ですることが少し不自然な感じがする。

古関教育総務部長：支払いについては、全て市の会計となる。あくまで、伝票処理の作業をお願いするものである。この伝票処理については、これまでも小学校費、中学校費の消耗品等の起票と同様に、給食費に関するものについて起票することになる。

藤崎学校給食センター所長：食材の購入については、入札をかけて安いものを納入するので、納入する業者の数も多くはなりませんので、伝票数としてはそれ程多くはならないと思う。

古関教育総務部長：新しいシステムを導入するにあたり、最初の1週間から10日間はセンターの職員が学校に行き、伝票処理、機械操作について指導させていただくことになる。

議長：議案第2号 学校長に対する事務委任規程の一部を改正するについて、を原案どおり可決とする。

議案第3号 成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

【藤崎学校給食センター所長 議案資料に基づき説明】

(要旨)

12月の教育委員会会議定例会において、成田市立公津の杜中学校学校給食共同調理場の運用開始に伴い成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例に同共同調理場の規定を加える改正案として、共同調理場親子方式の施設整備の完了後を見据え、本所、分所の区分を無くし、各給食施設を同列とする規定として一度提案をし、承認いただいた。その際、委員の皆さんから、給食センター本所、給食センター分所、共同調理場の施設の位置付け等関係が理解しづらいとの意見をいただいた。庁内の調整会議においても同様の意見が出されたことから現行の条例の規定のとおり、主となる施設本所があり、分所がある規定のままとし、成田市立公津の杜中学校学校給食共同調理場は分所として規定することとした。このことから、今回新たに提案させていただいた改正案では現行条例の第2条に「成田市立公津の杜中学校学校給食共同調理場」を加えることとしたものである。なお、12月の定例会において、条例の改正と併せて提案させていただいた成田市立学校給食センター管理運営規則の一部改正については承認をいただいたところであるが、条例の改正内容を改めたことにより規則の改正が不要となり、改正を行わなくなりましたのでご了承いただきたい。

《議案第3号に対する主な質疑》

委員：第2条で「分所」を置きとあり、次の表中で公津の杜は「調理場」とされているが、分所という言葉を使わなくてもいいのか。

古関教育総務部長：共同調理場も分所と同列とする考え方である。学校給食法では給食センターという呼称は存在しないものであり、2つ以上の学校に給食を提供する調理施設はすべて共同調理場となっている。本来であれば、給食センター分所ではなく、玉造共同調理場とすべきだったものであるが、これまで分所という表現をしてきた。今回は、理解しづらい改正とはせずに分所という位置付けで追加をするものである。

委員：本城小学校に出来るまではこの名称でいくのか。

古関教育総務部長：本城小が出来て、平成26年度に公津の杜小、27年度に平成小が出来た時点で本所を閉鎖出来る状況となるが、下総、大栄の分所は残るので、10年～

15年は現在のままでいくことになるものと思われる。

藤崎学校給食センター所長：現在の給食センター本所が廃止となった際に、再度検討したいと考えている。

古関教育総務部長：将来的には、平成小の施設が整備された時点で条例の名称そのものを給食センターから共同調理場に変えることとして、各分所をそれぞれ共同調理場に変更することも考えられその方が理解は得やすいものと思うが、当面は現在のままとしたい。

議長：議案第3号 成田市学校給食センター管理運営規則の一部を改正するについて、を原案どおり可決とする。

(2) 報告事項

報告第1号 平成24年度第2回学区審議会について

【高山学務課長 資料に基づき報告】

(要旨)

本件については、前回の定例会において教育長報告の中で概略について報告をさせていただいたところであるが、資料が整いましたので改めて報告する。議案としては1件で、部活動による指定校変更の要件についてより詳しく具体的に説明した文言を付け加えるというものである。現行は、「受け入れる学校の収容力が将来的にも余裕があること」とし、注意点を付記しているが、さらに、「将来的にも余裕があるとは、普通教室数に余裕がある場合であり、余裕がない場合には受け入れを制限することがある。指定校変更を制限する学校は毎年変わり年度当初に周知する」と追加をする提案をした。変更理由としては、部活動による指定校変更は平成19年度から始まり、平成22年度までは年に数件でした。昨年度は28件、今年度は32件と急激に増加しており、一部の学校では学級数が変動し教員数にも影響がでてきている状況にある。受け入れる学校の収容力が限界に達している学校が何校もあり、それでも希望があるため制限をする学校について、あらかじめ年度当初に周知をすることにした。平成26年度に部活動による指定校変更が出来ない学校は成田中と西中で、このことについて平成25年年度当初に周知をしたいということを審議会にお諮りした。満場一致で可決をいただいた。その他、報告事項として東小学校の統合について、大栄地区の統合について、下総小中一貫教育について等の進捗状況を報告させていただいた。

《報告第1号に対する主な質疑》

委員：西中学校の学区変更に伴う弾力的措置として馬橋、新町等とあるが、この辺は成田中か西中のどちらを希望するのか。

高山学務課長：具体的な割合はわからないが、今まではその近辺で行っている学校にそのまま行っている子どもが多いと思う。

委員：加良部1丁目は割合が出ていました。

高山学務課長：新1年生は約6割となっている。次年度以降はもっと増える可能性が高いものと思われる。

報告第2号 いじめ問題対応マニュアルについて

【山下教育指導課長 資料に基づき報告】

(要旨)

いじめ問題については、9月の教育委員会でも報告させていただいたが、本市でも多くのいじめが認知されており、教育委員会へもこれまで22件の相談が保護者から寄せられてる。アンケートによると1月期末の市全体のいじめの認知件数は169件、2月期末は328件と倍増している。これは各学校が小さいいじめも見逃さないという前向きな姿勢の表れであると思う。現在、認知件数のうち、約80%にあたる252件は解消済となっているが、残り76件は現在指導中となっている。こうした状況に鑑みて、成田市としてのいじめ対応マニュアルを作成したので報告する。

1頁、いじめの定義では、文科省から報告されているものに、さらに成田市として「たった一度であってもいじめに変わらない」、「周りではやし立てる観衆や、見て見ぬ振りをする傍観者もいじめを助長させる存在である」、「いじめには、心理的苦痛、物理的苦痛、暴力的苦痛として様々な態様があること」、その他として「教職員の言動で児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることもある」等を加えて、定義としている。

2頁には、2.いじめ根絶の基本方針として、(1)「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」という危機意識を持つこと。(2)「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫くこと。(3)「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で対応にあたること、の3つを定めている。

3として、いじめの未然防止に向けた取組について、4として、いじめの早期発見に向けた取組について、まとめております。3頁には、5.いじめ問題解決への取組として、いじめが発生した際の対応の流れと取組の具体的な手立てをまとめている。

このマニュアルを今後、校長会や生徒指導主事会議で周知を図り、改めていじめ問題の重要性を認識していただきながら、常に危機管理意識をもって対応していただく予定である。

《報告第2号に対する主な質疑》

委員：加害者側の生徒に対しての学校側の対応は腰が引けていると思う。自殺した子がトイレで殴られていたにもかかわらず、ケンカだったというあり得ない説明があったとテレビで報道されていた。学校側として「被害児童生徒の安全が確保できない場合は、出席停止等の措置も視野に入れ、毅然とした指導や対応を行う」とあるが、これについては、是非、校長先生方をお願いしたいところである。加害者側に対しては、学校側が毅然とした姿勢で対応しないといじめはなくならないし、保護者も自分の子どもを庇うように学校側を攻撃するので、その時は、教育委員会が学校を守ってあげるようにしていただきたいと思う。

委員：この冊子の配布はどのようにするのか。家庭にもいろいろと情報がいくようにお願いしたいと思う。

山下教育指導課長：学校の先生方に配布をするものである。

委員：子どもたちには、何かいじめ防止関係のものは配布されているのか。

山下教育指導課長：県から出ている「いじめゼロ宣言」のリーフレットやいじめ相談窓口の掲載されたファイルといったものを配布して周知をしている。

委員：いじめの認知件数については、学校からどのように報告があるのか。

山下教育指導課長：国の関係では、年に1回、問題行動調査の中でいじめ件数を報告してもらっている。市独自では、学期毎に状況を報告してもらっている。

委員：いじめが発覚して解決までの連携等について定められているが、この一連の報告、対応については、文書により実態がわかるかたちで報告があがってくるようになっていくのか。

山下教育指導課長：教育委員会との連携においては、3点の例を挙げてあるが、こうした場合には文書による報告をしてもらっている。

委員：すべてを吸い上げて、対処した形になっていれば親としては安心できると思う。

山下教育指導課長：全てとなると些細なものまで含まれることになる。教育委員会として把握しておくべき大きな問題についてはきちっと報告するようになっている。

委員：具体的な例、指導して成功した例を学校側に示してあげれば良いと思う。解決した実例を出してあげたほうが現場は助かると思う。

4. 委員長閉会宣言